

今月の特集！

エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更について

本部は6月9日に「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更について」の会社提案を受け、7月18日団体交渉を行いました。

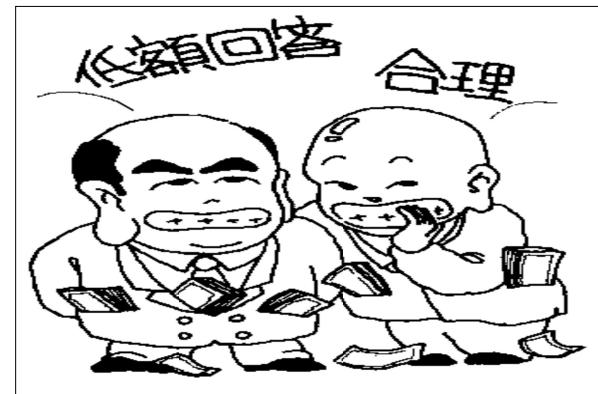
エルダー社員制度の主な変更点

(1) 業務範囲の拡大

現行：原則グループ会社への出向

改正：JR本体の以下の業務にも配置する

- ①運送・医療を要する業務等
- ②設備等保全の計画、管理監督業務
- ③管理業務



ここがポイント！

団体交渉では

組) 本体エルダーとなる基準は？

会) 原則出向の中に選択肢として本体が加わっただけ。どちらかに急激に雇用が流れるということはない。希望したから全員が全員というわけにはいかない。

(2) 精勤手当

現行：15万円×2回（7月と12月）

支給額=基準定額単価×契約月数×（1－期間率±成績率）

改正：支給額=基準額×（1－期間率±成績率）
(本体社員と同じ算出方法に)

ここがポイント！

団体交渉では

組) 公的給付を活用できるのか？

会) 年金との関係（特別支給の老齢厚生年金報酬比例部分）

会社から貰った賃金の上昇で年金が少なくなる場合もありうる。

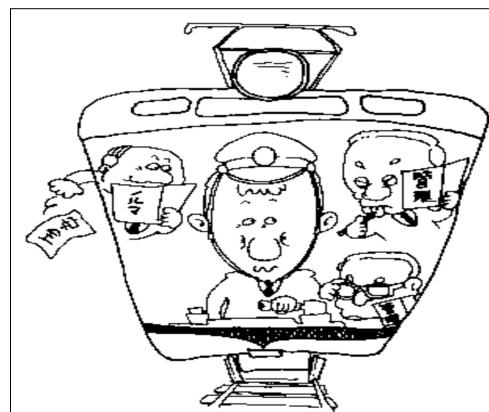
高年齢雇用継続給付金の関係

ボーナス等臨時に支払われる賃金は計算の対象にしていない。



(3) 管理業務などに従事する場合の手当の支給

- ・マイスター：40,000円／月
- ・アドバイザー：20,000円／月



(4) 割増賃金の計算基準

1時間当たり賃金額の算出分母
155.8→149.9

今回の改正はただの付け焼刃ではないのか？

わからないことや不安な事があれば、積極的に「箇所長」にドンドン聞いていきましょう！